

会計基準・監査制度を巡る 最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 たはら やすまさ
田原 泰雅

会計基準・監査制度を巡っては、昨年11月から本年5月にかけてのこの半年間にも、いくつかの報告書等が取りまとめられるなど様々な動きがありました。本稿では、こうした会計基準・監査制度を巡る最近の動向についてご説明します。

1. 企業会計審議会第5回会計部会の開催

本年2月に第5回会計部会が開催され、我が国上場企業等において使用される会計基準の高品質化に向けて、以下の課題について意見交換が行われました。

1. IFRSの任意適用企業の拡大促進

会計教育研修機構から、IFRSに移行した企業の経験を共有するためのセミナーについて説明が行われました。同セミナーは3月に開催され、経営者と会計実務担当者の双方の視点から移行にあたっての経験が紹介されました。今後もIFRS適用企業の拡大促進に向けてこうしたセミナーが開催される予定です。

2. IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）及び日本経済団体連合会からのれんの償却に関する国際的な意見発信の取組みについて説明が行われました。

3. 日本基準の高品質化

ASBJから収益認識基準の開発の状況について説明が行われ、審議の結果、日本基準が国際的な会計基準の高品質化に遅れをとることのないよう、関係者による不断の取組みが必要とされました。

4. 国際会計人材の育成

財務会計基準機構から、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等、国際的な会計人材を育成するための「国際会計人材ネットワーク」の構築について説明が行われ、関係者がその趣旨・目的を十分に理解し、積極的に登録するとともに、その有効な活用に向けて取り組むこととさ

れました。本年4月には、財務会計基準機構から「国際会計人材ネットワーク」の登録リストが公表されており、今後、同ネットワークの登録者を中心としたイベント等が開催されていくこととされています。

II. 「ディスクロージャーワーキング・グループ」の提言を踏まえた取組状況等

1. 金融商品取引法改正（フェア・ディスクロージャー・ルール）

企業が未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供する場合に速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるフェア・ディスクロージャー・ルールについては、金融審議会の下に設置されたタスクフォースにおいて導入に向けた検討が行われ、昨年12月に報告が取りまとめられました。報告を踏まえ、今通常国会に同ルールを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が提出され、本年5月に成立しました。来年の施行に向けて、本ルールの円滑な実施に向けた取組みを進めて参ります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令改正等

有価証券報告書の記載内容に経営方針等を加えるため「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を本年2月に行いました。本改正は、有価証券報告書に企業の経営方針・経営戦略（企業によっては経営理念、ビジネスモデル、経営計画などこれに相当するものを含む）や経営環境等について有価証券報告書に記載することを求めるものであり、本年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されています。

また、決算短信・四半期決算短信に係る見直しについては、証券取引所において、サマリー情報の様式の使用義務の廃止、監査・四半期レビューが不要であることの明確化、業績予想の記載欄の削除などを内容とする「有価証券上場規程」等の改正が2月に行われました。この見直しの中で、投資判断を誤るおそれがない場合には、決算短信・四半期決算短信の開示時点では財務諸表を添付しないことが許容されることとなりました。特に、四半期決算短信については、四半期報告書が四半期決算短信公表後早期に開示されることから四半期決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は比較的低いとの意見もあり、それぞれの企業において、投資者との対話を通じながら、自社の状況に応じた開示実務を検討していくことが可能であると考えられます。本年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算短信・四半期決算短信から新たなルールが適用されています。

なお、このほかのディスクロージャー・ワーキングで提言されたその他の開示の見直し等についても、現在、当庁を含む関係者において、その実現に向けた作業が進められています。

III. 監査法人のガバナンス・コード

本年3月31日、当庁に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」において、監査法人に実効的な組織運営を実現させ、組織としての監査の品質を確保する取組みを促すための「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が策定・公表されました。

これを受け、各監査法人において、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進められていく

ことが期待されます。

また、当庁においても、コードを採用した監査法人における実効的な組織運営に向けた改革の実施状況のフォローアップや、各監査法人がコードの趣旨を踏まえて構築・強化した態勢の実効性の検証を行っていくこととしています。

IV. コーポレートガバナンス改革の深化に向けた検討状況

コーポレートガバナンス改革については、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、昨年11月に取りまとめられた意見書（「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」）を受けて、本年1月より「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催されました。3月にスチュワードシップ・コードの改訂案が取りまとめられ、パブリックコメント手続を経て5月に改訂版のコードが公表されました。

改訂版コードにおいては、アセットオーナーがより実効的にスチュワードシップ責任を果たすことや、運用機関がガバナンス・利益相反管理の強化、パッシブ運用における積極的な対話、スチュワードシップ・コードの実施状況の自己評価等といった取組みを行っていくことが求められています。

コードの改訂に伴い、すでにコードを受け入れている機関投資家に対しては本年11月末までに改訂内容に対応した公表項目の更新が期待されるとされています。一方、すでに国内大手の信託銀行、資産運用会社、生命保険会社が今回コードに盛り込まれた議決権行使結果の個別公表の実施を表明するなど、本年の総会に向けて、対応が広がりつつあります。

V. 会計・監査をめぐる国際的な動向

本年4月に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の事務局が東京に開設されました。また、同時にIFIAR本会合が東京にて開催され、「監査監督情報交換に関する協力のための多国間覚書（IFIAR MMOU）」への署名や監査法人のグローバルCEO等との監査品質に関する議論が行われました。IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関であり、日本の国際的なプレゼンスの向上や東京の国際金融センターとしての地位向上に資するものと考えられます。